



令和4年度 豊田市エコファミリー支援補助金 ～外部給電機能付次世代自動車編～



申請は、予算の範囲内で先着順に受け付けます。
(受付期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日)

豊田市では、外部給電機能付次世代自動車の普及促進を図り、暮らしの脱炭素化を推進することを目的に、以下の対象設備等の補助制度を設けています。

注意！ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新車登録したものが対象です。
また、令和5年3月31日（金）までに購入（リース契約）し、支払完了（契約完了）している必要があります。
注意！ 新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日から2か月以内に申請してください。
ただし、いずれの場合でも、令和5年3月31日（金）より後に申請はできません。

対象となる自動車と補助金額（車両ごとの補助額は別紙「補助対象車一覧」を参照）

購入した車両	A車両に対する補助 (車両ごとに設定)	B付帯設備等への補助 (Aに上乗せ加算)		最大補助額 (A+B)
PHV・EV	上限 15 万円	充電設備（標準装 備の場合は対象外）	上乗せ 2 万円	最大 17 万円
FCV	上限 32 万円			最大 32 万円
超小型 EV	上限 3.5 万円	満 65 歳以上	上乗せ 4 万円	最大 7.5 万円

※充電設備の設置に要した費用（税抜）が2万円に満たない場合、設置費用が上限

充電設備が標準装備の場合は補助対象外（工事費用のみの請求は対象外）

※超小型 EV の上乗せ補助対象者は申請年度末時点で満 65 歳以上になる人

★外部給電機能を有さないことにより、補助対象自動車に適用されないものについては、令和4年9月30日まで、経過措置として、従前の例により申請できるものとします。
その場合の車両に対する補助額は車両本体の購入に係る価格（消費税及び地方消費税を除く。）に100分の5を乗じて得た額とし、1台あたりの補助上限額は上記表のとおりです。

申請様式については昨年度のもの（豊田市 HP*に掲載）をご利用ください。

※<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kankyou/hojokin/1023875.html>

お問合せ先

豊田市環境政策課補助金窓口（豊田市役所環境センター 1 階）

〒471-8501 豊田市西町 3-60

電話：0565-41-7391 / FAX：0565-41-7392

Email：ecolife@city.toyota.aichi.jp

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時45分

（土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません）



補助金申請の流れ 注意：必ず環境政策課補助金窓口で提出！

新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日^{※1} から **2か月以内**^{※2} に「交付申請兼実績報告」を行ってください。ただし、いずれの場合でも、**令和5年3月31日（金）より後に申請はできません。**

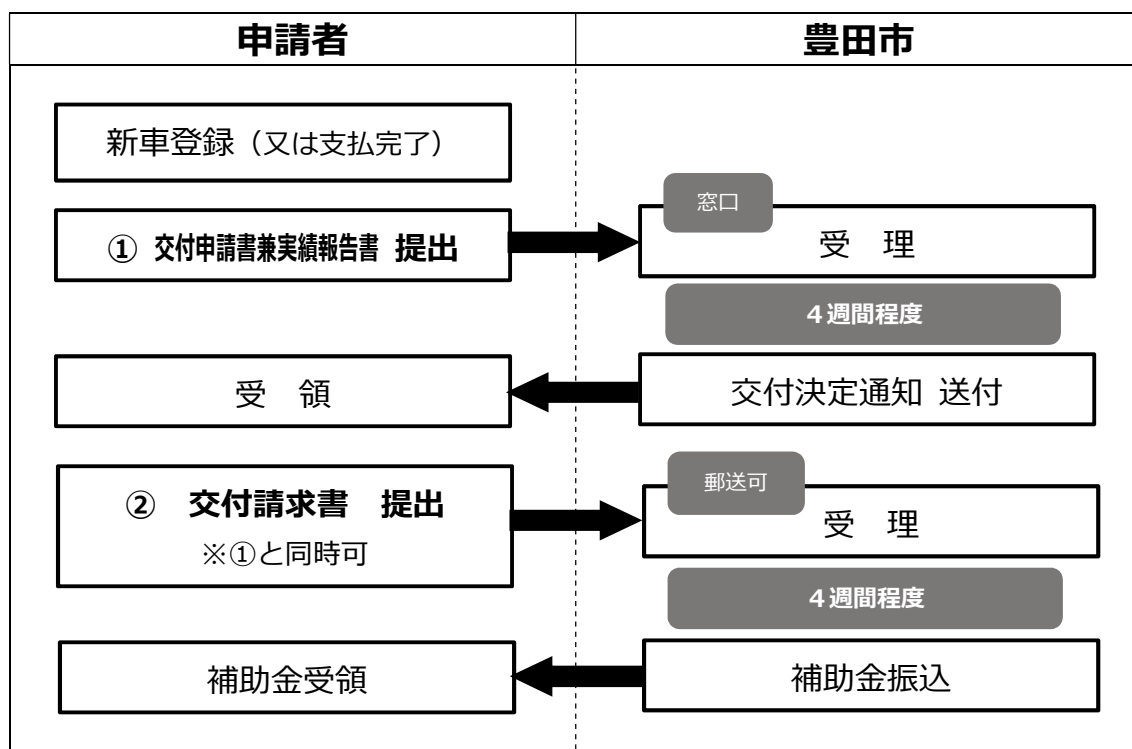
※1 分割払いで購入し領収書が発行されない場合又はリース契約の場合は、分割払い契約日・リース契約日を支払完了日とする。

※2 原則2か月後の同日。令和5年1月31日以降に登録・設置完了した場合は、令和5年3月31日までに支払完了及び申請書類の提出が必要。

(ただし、同日が閉庁日の場合は、その日以降最初に到来する開庁日を期限とする)

◎必ず、**環境政策課補助金窓口（環境センター1階）**に提出してください。

郵送や支所での受付は行っておりません。



補助金の申請の前に要チェック！！

次のチェック項目で補助申請ができるか確認してください。

補助対象者ですか？ 注意：補助金の申請は同一年度内に1人1回限りです！

以下全ての項目に当てはまる方が申請できます。

- 新車登録日の1年以上前から、申請の際まで引き続き市内に在住している方[※]
※ 期間内に1度でも転出されている方は対象になりません。
- 豊田市税を滞納していない方
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方

※住民基本台帳法により豊田市の住民として記録されていること

補助対象の自動車ですか？

対象となる自動車は以下の通りです。

- プラグインハイブリット車 (PHV)
- 電気自動車 (EV)
- 燃料電池自動車 (FCV)
- 超小型電気自動車 (超小型 EV)

「超小型 EV とは」

道路交通法施行規則別表第 2 で定義されている「ミニカー」の内、定格出力が 0.25 kW を超え 0.6 kW 以下の電動機を有する四輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの。

以下の要件を満たしている必要があります。

- 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までに購入又はリース契約、新車登録されたもの。
- 外部給電器・V2H 充放電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能を有しているもの。
- 自ら使用する目的で、新車購入又はリース契約したもの（豊田ナンバーであること）

提出書類

提出書類	注意事項	✓
① 交付申請兼実績報告書 (次世代様式第 1 号)	申請は新車登録日又は支払完了日（領収日）のどちらか遅い方の日付から 2 か月以内 ※令和 5 年 4 月 1 日以降の申請はできません。 申請者住所は提出時の住民票（住民基本台帳）の住所と同一	
② 自動車検査証の写し	新規登録時のものであるか	
③ 領収書の写し	申請者名と同一	
④ 注文書又は契約書の写し	申請者名、車名、外部給電装置の有無が明記 ※領収書に全て明記されている場合は省略可	
⑤ 申請者の納税証明書（原本）※ ¹	滞納していないことを証明するもの 申請日より 2 か月以内のもの	
⑥ 交付請求書※ ² (共通様式第 6 号)	申請者の住所、電話番号は①と同一	
⑦ 振込先口座の通帳の写し	表紙の中、支店名と名義人フリガナが記載されているページ	
充電設備を設置した場合		
⑧ 充電設備設置に係る領収書の写し	請求書、納品書不可	
⑨ 領収明細書（設備本体費、部品代、工事費）	見積書可、⑨に明記されている場合は省略可	
⑩ 充電設備の写真	設置状態が確認できるもの	

※ 1 納税証明書は市民課窓口（南庁舎 1 階）で発行しています。（手数料 200 円）

※ 2 交付請求書も交付申請兼実績報告書と一緒に提出していただけます。

次世代自動車と外部給電設備

豊田市では、環境にやさしく、災害時の非常用電源として役に立つ「次世代自動車」の普及を進めています。

【次世代自動車とは】

プラグインハイブリッド車（PHV）や電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）と呼ばれる車種は、容量の大きな蓄電池を備え、高い環境性能を発揮します。

【外部給電設備とは】

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。この機能を活用すれば、車が非常用の電源となり、非常時の安心に繋がります。



このような次世代自動車の普及啓発事業を「SAKURA プロジェクト」として進めています